障害者サービス事業の一部内容変更について

平成 22 年度施行の改正著作権法、および平成 28 年度施行の障害者差別解消 法の趣旨を踏まえて、平成 29 年度から、視覚障害者サービス事業内容の一部を 以下のとおり変更します。

① 視覚障害者向け資料の利用登録要件の拡大

旧 (平成29年3月31日まで)	新(平成29年4月1日より)
障害手帳(視覚障害)1級~6級	視覚著作物をそのままの形式で利
	用することが困難な者※

新登録要件に関する、証明書の確認などは4月1日変更の業務マニュアルに掲載予定。

※視覚障害のほか、聴覚障害、肢体障害、精神障害、知的障害、内部 障害、発達障害、学習障害、いわゆる「寝たきり」の状態、一過性 の障害(骨折等)、入院患者などを想定

② 貸出点数の変更

利用区分「個人」が平成28年7月1日より合計19点に変更になったことに合わせるため、HS登録者についても19点へと変更を行います。

旧(平成29年3月31日まで)	新(平成29年4月1日から)
18点(資料種別は問わない)	19 点(資料種別は問わない)

※システムの変更

平成29年3月31日(金)にシステム変更予定

③ その他

上記の変更を行うことによって、区 HP、図書館 HP、利用案内等の改訂を 行います。

担当:光が丘図書館事業統括係 小林・越智